

## 大雨による被災者の皆さまに対するガス料金の特別措置について

平成 30 年 7 月 5 日からの大雨により被害にあわれました皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。  
このたびの大雨は、広島県をはじめ多くの地域に相当の影響を与えたことから、当該地域に対し 7 月 5 日に災害救助法が適用されました。

つきましては、被災されたお客さまに対して、ガス料金の特別措置を下記のとおり実施いたします。

### 記

#### 1. 特別措置対象のお客さま

災害救助法が適用された地域(※1)において被災された、当社のお客さま及び当社の供給エリア内に避難され、新たに当社の都市ガスをお使いのお客さま。

(お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。)

#### ※1 災害救助法適用地域(平成 30 年 7 月 9 日現在)

広島県: 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

ご注意) 広島県以外の災害救助法適用地域につきましては、内閣府等のホームページをご確認ください。

#### 2. 特別措置の内容

<ガス料金について>

(1) 対象となるお客さまの平成 30 年 7 月、8 月分および 9 月分の各ガス料金の支払期限日(※2)を、それぞれ 1 カ月間延長いたします。

#### ※2 支払期限日… 検針日の翌日から 50 日目

ただし、8 月分以降は制度変更により 30 日目

(2) 平成 30 年 7 月分から向こう 6 カ月間において、供給エリア内で被災されたお客さまがガスを全くご使用できなかった場合は、その料金算定期間のガス料金の基本料金は申し受けません。

以上